

松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領（変更案）  
（令和4年〇月〇日松戸市公設地方卸売市場運営審議会決定）

（趣旨）**新規事項**

第1条 この要領は、松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則（平成25年松戸市規則第12号）第7条の規定に基づき、松戸市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という）の傍聴に必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）**赤字箇所を追加**

第2条 審議会の傍聴を希望する者は、審議会の**開催当日の30分前から10分前までの間に**、受付で傍聴者受付簿に氏名及び住所等を記入しなければならない。

2 前項の規定により受付をした者は、係員の指定する場所で、開会まで待機するものとする。

3 傍聴者の入場は審議会会長の許可を得たうえで、係員が案内する。傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

4 傍聴の受付は、**5人までとし**、先着順で行う。したがって、定員になり次第、受付を終了することとする。

（入場の禁止）**新規事項**

第3条 次に掲げる者は、会場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者。
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

（傍聴者が守るべき事項）

第4条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) **会場において発言しないこと。****追加事項**
- (3) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

- (4) 会場において、飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴者の退場）**新規事項**

第5条 傍聴者は、審議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

2 傍聴者は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）**新規事項**

第6条 傍聴者がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴者に対して必要な指示を行い、これに傍聴者が従わない場合は、退場させることができる。

（傍聴者への資料の配付等）**新規事項**

第7条 審議会に付する会議資料について、傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に提供するものとする。ただし、当該会議資料等に松戸市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は、この限りではない。

（報道関係者の傍聴）**新規事項**

第8条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。

（準用）**新規事項**

第9条 この要領は、審議会等の会議の公開に関する要綱に準用する。

（その他）**新規事項**

第10条 この要領の定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年〇月〇日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

※参考：松戸市公設地方卸売市場運営審議会の傍聴に関する法令等  
・松戸市情報公開条例第32条  
・審議会等の会議の公開に関する要綱  
・松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領